



2 8 諮 問 第 2 号
2016 年（平成 28 年）1 月 15 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜 一 印



避難行動要支援者支援事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項ただし書、第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

経営企画部防災課
鈴木 内線 336

(別 添)

担当所管名	経営企画部 防災課
事務の名称	避難行動要支援者支援事業
諮問の概要	【事業概要】 災害時に自ら避難することが困難な者で、特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）への避難対策は重要な課題であり、本市では平成 19 年度に「逗子市災害時要援護者支援制度」及び「逗子市災害時要援護者支援制度実施要綱」を策定しその対策を実施してきた。 平成 25 年 6 月、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、名簿作成に際し必要な個人情報の利用ができること、本人からの同意を得て平常時から避難支援の関係者に名簿情報の提供ができること、また、災害が発生し、または発生の恐れが生じた場合には本人の同意の有無に関わらず、避難支援の関係者に名簿情報を提供できることが定められた。 このような背景により、平成 26 年 3 月、新たに「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、避難行動要支援者の避難支援対策を実施していくものである。 具体的な手法は次のとおりであるが、事業実施に当たり必要となる個人情報の取り扱い等について諮問するものである。 ＊用語解説 「自主防災組織」 防災課に登録された自主防災組織 「自主防災組織等」 自主防災組織及び自治会、町内会、マンション管理組合のうち、災害時において自主防災組織の役割を担う団体 「避難支援関係機関」 消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体 ●「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」事業概要 1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者の基準に基づき名簿を作成する。 (1)他課等データの収集 名簿作成のため他課等よりデータを収集する。 ア 収集先 ① 介護保険課

	・介護保険受給者台帳 ・ひとり暮らし高齢者台帳 ② 障がい福祉課 ・身体障害者手帳交付台帳 ・療育手帳交付台帳 ・精神保健福祉手帳交付台帳 ③ 子育て支援課 ・母子健康手帳管理台帳 ④ 戸籍住民課 ・住民基本台帳 ⑤ 防災課 ・自主防災組織名簿 ⑥ 地域からの情報 ⑦ 自ら支援を希望する者からの情報 イ 収集する情報 ・①～③、⑥～⑦共通 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援等を必要とする理由 ・④ 氏名・生年月日・性別・住所・世帯状況・転出・転入・死亡 ・⑤ 氏名・住所・所属する自主防災組織 (2)同意者名簿の作成 避難行動要支援者名簿の全員（ただし、⑥、⑦は本人同意を前提とするため除く）を対象に、個別支援プラン作成のため個人情報自主防災組織等及び避難支援関係機関へ提供することへの同意確認（書面郵送による同意確認を実施）を行い、同意者だけが記載された名簿（同意者名簿）を作成する。 2 支援体制 (1)平常時からの支援 同意者名簿を自主防災組織等及び避難支援関係機関へ提供する。 名簿情報の提供を受けた自主防災組織等は避難支援関係機関の協力・支援を得ながら、対象者を個別に訪問するなどして、平常時からの声かけ、見守りをするとともに、本人と具体的な避難支援の方法等について打合せるとともに必要な情報を収集し、避難支援者を探し協力を求め、それらを記載した個別支援プランを作成し、災害時においては、情報伝達、安否確認、避難支援を実施する。なお、
--	---

		作成された個別支援プランは自主防災組織等が原本を保管し、副本を市（防災課、社会福祉課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課）、避難行動要支援者本人及び避難支援者が保管する。 ＊個別支援プランの情報 ・避難行動要支援者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号 ・災害時に配慮しなくてはならない事項 ・家族構成 ・緊急時の連絡先 ・避難支援に当たり必要な情報 ・避難支援者の住所、氏名、電話番号など ・避難場所等の情報 (2)災害発生時の支援 災害が発生し、または発生の恐れが生じた場合には本人の同意の有無に関わらず、防災拠点統括者、現地活動要員、避難支援関係機関、消防団、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿情報を提供する。 防災拠点統括者は、提供を受けた名簿と避難者一覧表の照合を行い、必要な支援が受けられていない避難行動要支援者が判明した場合、現地活動要員等に情報を提供し必要な支援活動を行う。 別紙資料 ・逗子市避難行動要支援者避難支援計画 ・避難行動要支援者の定義 ・災害対策基本法抜粋 ・逗子市避難行動要支援者避難支援計画による支援体制 ・参考：逗子市災害時要援護者支援制度による支援体制 ・避難行動要支援者システム概要図
事務の目的及び根拠法令等		災害対策基本法に基づき、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するもの。
対象となる個人の類型・対象者数		避難行動要支援者 3, 0 0 0 人程度
第8条関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	市（防災課、社会福祉課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課）は自主防災組織等から個別支援プランにより、要支援者に係る緊急連絡先（兄弟、子、親戚等を想定）を収集する。
	本人以外から収集する必要性等	災害時における避難支援体制の確保のため。
	本人通知	☐実施 ☒省略（理由：原則として、要支援者本人が緊急連絡先から同意を得ることを前提としており、自主防災組織等が作成し

		市へ提供する個別支援プランに記載された緊急連絡先に、市が個別に通知することは事務的な煩雑さ及び費用負担の増となり、行政事務の非効率化につながるため。）
第10条関係①	目的外利用する個人情報の内容	第10条第1項第4号目的外利用 ●避難行動要支援者名簿の作成 ア 収集先 ① 介護保険課 ・介護保険受給者台帳 ・ひとり暮らし高齢者台帳 ② 障がい福祉課 ・身体障害者手帳交付台帳 ・療育手帳交付台帳 ・精神保健福祉手帳交付台帳 ③ 子育て支援課 ・母子健康手帳管理台帳 ④ 戸籍住民課 ・住民基本台帳 ⑤ 防災課 ・自主防災組織名簿 イ 収集する情報 ・①～③共通 - 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援等を必要とする理由 ・④氏名・生年月日・性別・住所・世帯状況・転出・転入・死亡 ・⑤氏名・住所・所属する自主防災組織
	利用先	防災課、社会福祉課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課
	利用の理由	平常時より、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため。
	本人通知	☐実施 ☒省略（理由：対象が多数であることから、広報ずし等で市としての避難行動要支援者避難支援計画等を掲載し、市民に周知を図ることで代替える。）
	目的外利用、又は提供する個人情報の内容	第10条第1項目的外利用、又は提供 ①【平常時】避難行動要支援者名簿（同意者のみ：第2号） ・氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援等を必要とする理由・自主防災組織等 ②【災害時】避難行動要支援者名簿（不同意者含む：第3号） ・氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援等を必要とする理由・自主防災組織等
第10条関係		

②	利用、又は提供先	①【平常時】 自主防災組織等、避難支援関係機関 ②【災害時】 防災拠点統括者、現地活動要員、避難支援関係機関、消防団、自主防災組織等
	利用、又は提供の理由	平常時及び災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため。
	本人通知	☐実施 ☒省略（理由①：個別支援プラン作成のために個人情報を提供する同意を得ているため。） （理由②第2項ただし書：避難行動要支援者の身体等を守るため、緊急に対応する必要があるため。広報ずし等で市としての避難行動要支援者避難支援計画等を掲載し、市民に周知を図ることで代替える。）